

<JIS マーク表示制度に関する解釈集>

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

コ④ プレキャストコンクリート製品 (A5371・72・73) II類の取扱について

2007 年 3 月 9 日

2019 年 11 月 29 日

2026 年 1 月 20 日改訂

JIS 登録認証機関協議会

設 問

II類の定義として「受渡当事者間の協議によって、性能及び仕様を定めて製造されるプレキャストコンクリート製品」と規定されている。

- ① II類で認証できる製品にはどんなものがあるか。
- ② 「受渡当事者間の協議によって、性能及び仕様を定めて製造される〇〇製品」の協議とはどのように解釈すればよいか。
- ③ “受渡当事者間の協議によって定めた性能及び仕様”に関して、どのようなエビデンスが必要か。
- ④ II類のための社内規格はどのようなものを用意すればよいのか。
- ⑤ 業界団体規格の製品をII類として認証可能か。
- ⑥ II類の申請は同種の製品に係るI類の認証取得が前提となるのか。
- ⑦ 6ヶ月間の生産実績は、どのように考えればよいか。一般に大型受注製品であり、品質管理に必要なデータを取るのは無駄になる恐れもあり、6ヶ月分のデータを添付するにはどれくらいの検査個数が必要か。
- ⑧ あらかじめ受注を見込んで製造した見込生産製品について、II類の製品としてJISマーク表示することは可能か。
- ⑨ II類製品の継続販売は可能か。
- ⑩ 特定の製品の種類でII類のJIS認証を取得した場合、当該JIS規格に含まれる他のII類製品全てについてもJISマーク製品とすることが可能か。

⑪ 認証の範囲はどのように限定するのか。

解釈

① 発注者の要求性能に基づいて生産される製品。または、発注者等*の要求性能に基づいて標準化され、すでに十分な使用実績がある製品。

*発注者等には国、地方自治体、製品組合等を含む。

認証実績のあるⅡ類製品の例

大分類	製品名など
暗きょ類	縦断管・暗きょ型側溝・台付き管・消雪パイプブロックなど
舗装・境界ブロック類	境界ブロックなど
路面排水溝類	U形側溝・横断側溝・透水側溝・卵形側溝など
擁壁類	L形擁壁・張りブロック・大形積みブロック、補強土壁など
くい類	鉄筋コンクリートくい・鋼管複合くい・PCくいなど
マンホール類	ハンドホールなど
ポール類	コンクリートポール・分割ポールなど
その他	集水柵・街きょ柵・覆工板など

なお、製品認証に当たっては JIS A 5362（プレキャストコンクリート製品—要求性能とその照査方法）、又は構造別製品群規格の各附属書に示される“性能及び照査方法”を満足していることを、具体的に記載した申請書類を提出したうえで、認証審査によって検証することになる。

② 受渡当事者間の協議とは、原則、製造の前に、製造業者と工事の発注者又は自ら工事を行う者（施主 又は施主からの委託業者。公共事業の場合は、官庁又は工事主体である施工業者—ゼネコン等—である）との間で取り交わすもののことであり、受渡当事者間の協議である契約は、1発注工事毎に必要な。なお、発注者と製造業者との間に、商社等が絡む場合は、商社等（製造業者から見て発注者と表裏一体）と製造業者が行う契約も当事者間と見なしてよい。

③ エビデンスとして、発注者又は施工業者と製造業者との契約の内容がわかるもの（例えば契約書など）があること。それには発注書（発注元、発注工期、発注数量などが分かる資料）の写しや、請書、性能・寸法等を規定した承認願いなどの受渡し当事者間協議の記録が管理されていること。なお、発注者等の要求性能に基づいて標準化された製品については、受発注記録の一部（受注または納品書類や製造依頼書のい

ずれか)をもって受渡当事者間の協議記録とする事が出来る。個別事案に関しては、製品の普及状況などによって収集可能なエビデンスは変わるため、運用の実態を調べたうえで認証機関と協議すること。次に、取引の形態(新規・継続)別に必要とされるエビデンスの事例を示す。

受渡当事者間の協議に活用される資料の例

製品種別	Ⅱ類 (当初発注)	Ⅱ類製品の追加発注(連続工事の別工区など)	標準化されたⅡ類 (当初発注)	標準化されたⅡ類製品の追加発注(連続工事の別工区など)
発注図書	●	—	○	—
承認願	●	—	●**	—
製造要領書・製造図面	●	—	□	—
検査要領書	●	—	□	—
契約書・注文書*	●	●	◎	◎
請書	△	△	◎	◎
製造依頼書	△	△	◎	◎
納品書	△	△	◎	◎

*：発注数量が確認できる他の資料でもよい。

**：承認願が未発行の場合は契約書・注文書を代替えとしてもよい。

●印：必須項目 ○印：望ましい項目 △印：必須項目の補助となる資料

—印：追加発注の際に不要な項目 ◎：いずれかでよい項目

□印：技術資料(カタログ、HP等でもよい)

④Ⅱ類の製品規定・検査規定、及び受渡当事者間の協議規定が定められ、③で示したエビデンスが確実に残るようにしてあればよい。

⑤業界団体規格の製品をⅡ類として認証することは可能であるが、社内規格には従来のⅡ類製品と同様に、製品の仕様(外観、性能、形状及び寸法、配筋など)と、その検査・判定方法が規定されている必要がある。また、認証取得後の運用に際しては③のエビデンスが必要となる。

⑥Ⅰ類とⅡ類は、認証の区分が異なるためⅠ類の認証を取得していなくても、Ⅱ類

の認証申請は可能である。

⑦ 必要なのは、6ヶ月のデータであり、個数としての縛りはない。統計的手法を用いて製品品質が適切であることが確認できるデータ数として100個以上が望ましいが、品質管理状況が良好であれば、50個程度でも良いと考える。さらに少ない場合においては、当該工場における他のコンクリート製品の品質管理状況（類似製品の生産実績）等から判断する。生産実績が無い場合とある場合のⅡ類製品の認証フロー例は添付フローの通り。

⑧ 受注契約前にⅡ類の表示を行う事は認められないが、受注後に契約された数量について、在庫製品への表示は可能となる。また、発注者等の要求性能に基づいて標準化された製品の場合は、受注数量の確定前であっても、見込生産した在庫製品にⅡ類表示をする事が出来る。なお、当該製品に係るⅡ類の認証取得と、③のエビデンスを整えることが前提条件となる。

⑨ 継続販売は可能、契約ごとに③のエビデンスが確保されていればよい。同じ製品を重複して認証審査する必要はない。

⑩ JIS 認証を取得した際に、特定した製品の範囲（種類及び呼びなど）に入っていない製品については追加申請が必要となる。

製品の追加（変更申請）についての例

認証取得済みの製品	追加する製品
特殊側溝－240	特殊側溝－450
特殊側溝－300	特殊側溝－600
特殊側溝－360	

⑪ 認証の範囲は、JIS A 5361 及び JIS Q 1012 附属書 A に規定されている製品（推奨仕様）の通則を参考に、生産実績や保有型枠による生産可能範囲を加味して、認証機関と協議の上で特定する。

Ⅱ類製品の申請要件

要件	Ⅱ類	標準化されたⅡ類
性能項目が規定されていること (使用性、安全性、耐久性、施工性など)	○	○
照査方法が規定されていること (圧縮強度、耐力など)	○	○

具体的な仕様が規定されていること (外観、形状・寸法、配筋、性能など)	○	○
生産実績があること*	6か月以上	6か月以上
型枠の保有範囲内であること*	○	○
使用(採用)実績があること	不要	試験施工以外の 十分な実績**
受渡当事者間の協議資料があること	③による	一部省略可能

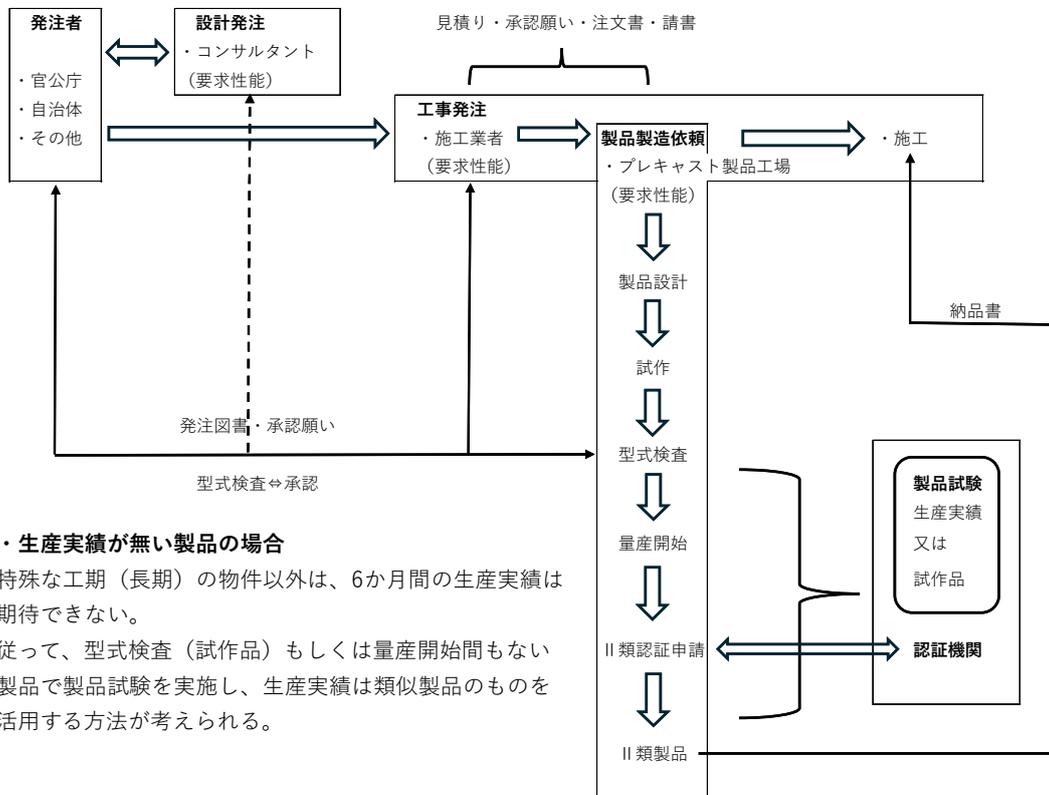
○印は必要な項目

* 印は製品の申請範囲に影響する項目

** 印は認証機関との協議で期間や件数などを定める。

・発注図書などから標準化する場合、又は協会などによって標準化されている製品においても、製品の設計根拠となる設計図書、要求性能を検証できる実績、資料、必要な設備など、II類製品の生産に必要な要件についての標準化が必要になる。

■生産実績が無いII類製品の認証フロー例

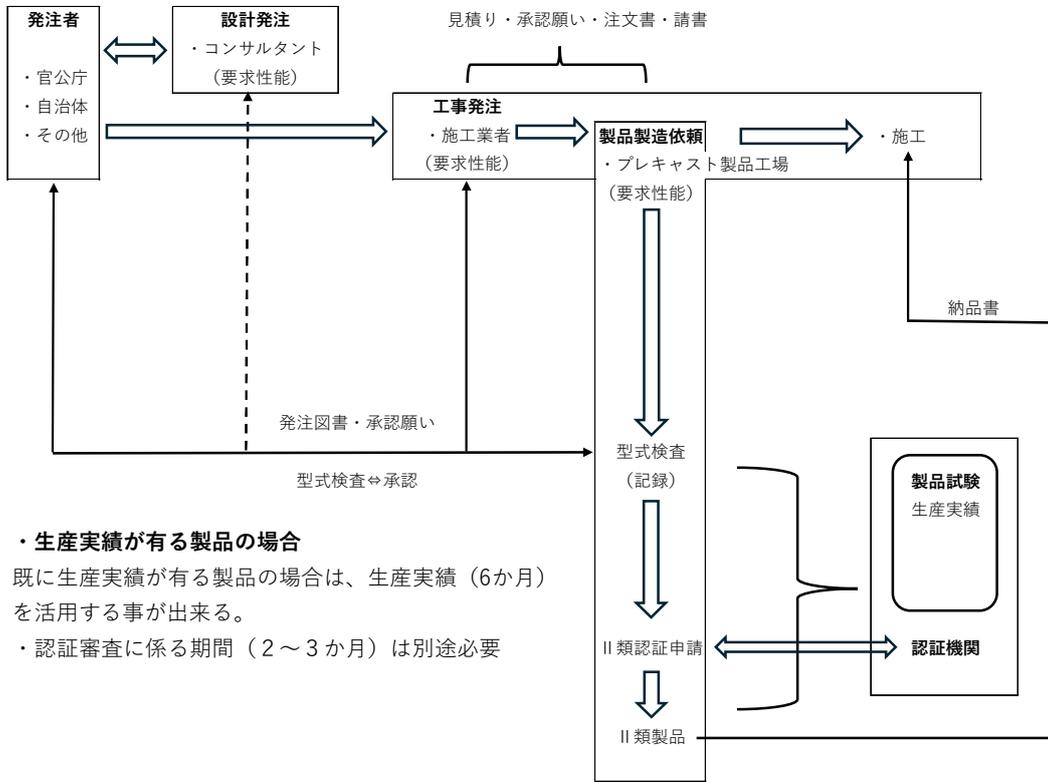


・生産実績が無い製品の場合

特殊な工期（長期）の物件以外は、6か月間の生産実績は期待できない。

従って、型式検査（試作品）もしくは量産開始間もない製品で製品試験を実施し、生産実績は類似製品のものを活用する方法が考えられる。

■生産実績が有るII類製品の認証フロー例



以上